

GFP海外輸出支援セミナー～輸出支援プラットフォームの活動紹介・GI制度の運用見直し～ チャット質問

#	質問内容	回答者	回答内容
1	米国から参加させて頂いています。アーカイブに残りますか？ 時間に限りがあるためアーカイブに残していただけると助かります。	GFP事務局	ご質問いただきありがとうございます。本セミナーはアーカイブにて残る予定です。またYouTube概要欄にて講演資料を掲載しているため、合わせてご確認ください。よろしくお願いたします。
2	カントリーレポートでは、市場の変化などの情報を届けてくれるというのですが、文章を読むだけでは伝わらないものもあるように思います。その品目を生産している事業者などを集めて、説明をしていただくようなことはお願いできないでしょうか？ そのような意見交換ができれば、農業者にも刺激になると思います。	国際地域課	御意見ありがとうございます。 事業者や品目団体の方々と意見交換をする機会をいただければ、皆様の関心事項を把握できるなど、プラットフォームにとっても有益なものと考えています。 また、特に品目別レポートや現場レポートについては、ビジネスのヒントを見つけるきっかけとして皆様の関心も高いのではないのでしょうか。 意見交換会の開催を希望される地方自治体や事業者・事業者団体の方がいらっしゃれば、是非、各地の地方農政局の輸出促進課、農林水産省輸出・国際局国際地域課企画班（03-3502-8058）、又はジェトロ農林水産物・食品課（03-3582-4966）までご連絡ください。
3	シンガポール向けの輸出は米以外、今後どのような品目を重点的支援していく予定でしょうか。	シンガポール輸出支援プラットフォーム	農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略にあります輸出重点品目（28品目）を中心に対応する予定でございます。その他の品目であっても、自治体や食品事業者様からのニーズやシンガポール市場の動向を考慮し対応することも考えております。
4	日本食品の輸出に際して、価格面や機能面（味やレシピとしての広がり）を訴求してしまい、地場企業や中華系・東南アジア系との価格競争に負けているケースがあるように思います。その点では、シンガポール（米国や香港も該当するかもしれませんが）のような高所得国に対してはストーリーや歴史（シャンパーニュ地方のシャンパンのように）でマーケティングをしていくことで高付加価値なブランディングをつけようかと考えていますが、そのような方向性はあり得るでしょうか？ また、そのような方向性があり得るというのであれば、マーケティングとしてどのように進めていけばよいでしょうか。	Alchemist 青木	金額面では、地理的条件（流通費）・生産量から補助金が無い限り、『価格で勝るといふ』、日本産品商品はなかなかないのが現状かと思えます。日本商品のマーケティングは、現地の方の嗜好・行動パターンを認識した上で、進めて行く事が大事であり、必須だと思えます。 ①他社との差別化を掴む ②ストーリー：「一言でいうとコレ！」というキーワード的な特徴がある方が、現地販売員にもしっくりくると思えます。ストーリーはとても大事ですが、 伝わらないと意味がないので、WEBやSNSでキーワードを際立たせていくことが大事かと思えます。 ③商品の購買をする人が誰なのか（ペルソナ）に向けての、メッセージ性も大事かと思えます。 ①～③を考慮して、自社でSNS等を通して、特定ターゲットに向けて、広告と併せて英語でコツコツ発信して行く事が、まずは自力でできる、マーケティングではないかと思えます。 （マーケティング物製作は、自社で作成しないなら、出来たらシンガポールに通じている企業が良いかと思えます。日本国内のみで活動している企業ですと、マーケティングのポイントがずれている場合が多いと、感じております。）
5	シンガポール及び香港はそれ程人口が少ない中、輸入量が多く、1国で消費されているとは思えません。中国、インドネシアなど人口が多い第三国への輸出を盛んに行っていると思われそうですが、その際の検疫、食品表示などの注意点をご教示下さい。どうぞ宜しくお願い申し上げます。	シンガポール輸出支援プラットフォーム 香港輸出支援プラットフォーム	（シンガポール輸出支援プラットフォーム） シンガポールでは人件費や物流コストが近隣国と比較し非常に高いことから、シンガポール国内では食品製造業等が近隣国より盛んでないことから、輸入された食品のほとんどはシンガポール国内で消費されていると考えております。 （香港輸出支援プラットフォーム） 中国への再輸出について、統計だと4%程度になり、この他中国に流れているものは密輸になると推測されます。 密輸ではない正規の再輸出の場合、中国への輸入に必要な原産地証明等の書類、香港内で取得できる再輸出証明や未再加工証明等が必要になります。また、中国のルールに従う必要がありますので、表示は勿論、例えば中国に輸入できない和牛は香港を経由しても輸入できませんのでご注意ください。
6	GIの見直しですが、国税庁所管のお酒も見直しが行われるのでしょうか？	知的財産課	農林水産省が所管するGI制度のみ運用見直しを行っております。
7	GIを申請するためにどれくらい時間がかかりますか？	知的財産課	申請までに要する時間は一概には言えませんが、申請に向けては、地域と特性の結びつきなどについて、皆さんでまとまっていたいで整理し、準備を進めていただく必要があります。GI登録申請に係るアドバイス等を行う相談窓口(GIサポートデスク)を設置していますのでご活用下さい。 【連絡先】0120-954-206 http://www.fmric.or.jp/gidesk/

GFP海外輸出支援セミナー～輸出支援プラットフォームの活動紹介・GI制度の運用見直し～
チャット質問

#	質問内容	回答者	回答内容
8	日本のGI制度は海外のバイヤー・消費者にどれくらい認知されていますか？どの国・地域での認知度が高いですか？	知的財産課	バイヤーの認知度についての詳細のデータは承知していませんが、今後、GIマークの統一ロゴの下、認知向上が図られるよう、プロモーションを強化してまいります。
9	GI取得に向けて、他の生産者と連携して申請を出す場合は、団体組成や事務局運営の支援等はあるのでしょうか。	知的財産課	GI登録申請に係るアドバイス等を行う相談窓口(GIサポートデスク)では、全国にアドバイザーを派遣する等により、団体組成等に向けて支援しております。下記までご相談ください。 【連絡先】0120-954-206 http://www.fmrict.or.jp/gidesk/
10	今後、GI制度の登録事業者をどれくらい増やしていく予定ですか。	知的財産課	GI制度の登録産品数について、上限等はありません。特に輸出志向の産品については、今般見直したGI制度を是非ご活用いただきたいと考えています。
11	資料P17の内容についての確認ですが、日本でGI登録していれば、相互保護のない国での冒認出願に対しても異議申し立てをすれば、登録が拒絶されるということでしょうか。	知的財産課	冒認商標について、GI団体が異議申立を行った結果として、登録が拒絶された件数は多数ございますが、個別に登録拒絶されるかどうかは、当局の判断によります。
12	資料4ページについて質問させていただきます。登録された地理的表示が不正使用された場合には、行政が取締り。とのことですが、その手順や取り締まるまでのおおよその期間とはどのような感じでしょうか。例えば、登録権者が不正使用を見つけた場合は、それを行政にお伝えして、どの程度で取締り等して頂けるのか、実例等あれば教えてください。	知的財産課	事案の性質上、詳細の回答は差し控えますが、一般論として、可及的速やかに対応することとなります。